

四日市港管理組合公報

第913号

平成25年3月27日

水曜日

目次

条 例

- 四日市港管理組合公告式条例の一部を改正する条例 (経営企画課) 1
- 四日市港管理組合職員定数条例の一部を改正する条例 (同) 3
- 四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例 (同) 3
- 四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (同) 4
- 職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (同) 8

公 告

- 平成25年度四日市港管理組合一般会計等予算の公表 (経営企画課) 10

条 例

四日市港管理組合公告式条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第1号

四日市港管理組合公告式条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合公告式条例（昭和41年四日市港管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記入して」を「記入し」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に、「天災事変等」を「天災その他やむを得ない事情」に、「組合の事務所前の掲示板」を「組合の事務所の掲示場」に、「これに代えることができる」を「これに代えることができる」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「公布しようとするとき」を「公布し」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 規則の公布又は管理者の定める規程の公表は、公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により公報に登載して公布し、又は公表することができないときは、組合の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

第4条 前条の規定は、組合の機関（管理者を除く。以下この条及び次条において同じ。）の定める規則の公布又は組合の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。

第5条を次のように改める。

（規則等の施行期日）

第5条 規則若しくは管理者の定める規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程において特に施行期日を定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の四日市港管理組合公告式条例の規定により公布又は公表されている条例、規則及び管理者の定める規程並びに組合の機関の定める規則及び

規程は、この条例による改正後の四日市港管理組合公告式条例の相当規定により公布又は公表されたものとみなす。

四日市港管理組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第2号

四日市港管理組合職員定数条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員定数条例（昭和41年四日市港管理組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職者」を「、休職者、育児休業者及び他の地方公共団体等へ派遣される者」に改める。

第2条第1号中「136人」を「94人」に改める。

第3条中「及び」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第3号

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年四日市港管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「除く。」には」の次に「、平成29年3月31日までの間」を加え、「乗じて得た額)」を「乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。」に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の表を加える。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100分の100
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の75
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の50
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の25

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第4号

四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部改正)

第1条 四日市港管理組合職員退職手当条例(昭和41年四日市港管理組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第6項」とする。

附則第7項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、そ

の者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年四日市港管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は新条例附則第2項において準用する三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和32年三重県条例第37号。以下「三重県条例第37号」という。）附則第2項」を「第3条から第5条まで」に改め、「20年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）」及び「、新条例第3条から第5条の3まで及び新条例附則第2項において準用する三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年三重県条例第57号。以下「三重県条例第57号」という。）附則第4項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第4項中「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第3条第1項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに三重県条例第57号附則第4項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第5項中「、新条例第5条から第5条の3まで及び三重県条例第57号附則第4項の規定にかかわらず」を削る。

附則第6項中「三重県条例第57号」を「新条例附則第2項において準用する三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年三重県条例第57号。以下「三重県条例第57号」という。）」に改める。

(四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年四日市港

管理組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「44年」を「42年」に改める。

(四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年四日市港管

理組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正前の四日市港管理組合職員退職手当条例(」の次に「以下この項及び」を加え、「退職手当の額が、新条例第2条の4」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したもの)を除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4」に改め、「附則第9項の規定による改正後の」及び「附則第10項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例(以下「新条例」という。)附則第6項(新条例附則第8項及び第3条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第13項においてその例による場合を含む。)及び第7項の規定の適用については、新条例附則第6項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の88.25」とする。

3 第2条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する條

例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の88.25」とする。

4 第4条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の88.25」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の93.5」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の88.25」とする。

5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の3の規定により四日市港管理組合職員の定年等に関する条例（昭和59年四日市港管理組合条例第1号）第2条に規定する定年退職日（以下この項、次項及び附則第7項において「定年退職日」という。）の翌日から引き続いて勤務させることとされた職員が同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合において、当該職員の定年退職日が平成25年3月31日であるときは、当該職員の退職手当の基本額は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず従前の例による額とする。

6 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、前項に規定する場合において、当該職員の定年退職日が平成26年3月31日であるときは、新条例附則第6項（新条例附則第8項及び第3条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例等の一部を改正する条例附則第13項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）及び第7項の規定の適用については、新条例附則第6項中「100分の87」とあるのは「100分の93.5」とし、第2条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第3項（同条例附則第5項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の93.5」とし、第4条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条

例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の93.5」と、「104分の87」とあるのは「104分の93.5」とする。

7 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、附則第5項に規定する場合において、当該職員の定年退職日が平成27年3月31日であるときは、新条例附則第6項及び第7項の規定の適用については、新条例附則第6項中「100分の87」とあるのは「100分の88.25」とし、第2条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第3項及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは「100分の88.25」とし、第4条の規定による改正後の四日市港管理組合職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の88.25」と、「104分の87」とあるのは「104分の88.25」とする。

職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第5号

職員の救慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例

職員の救慰金等の支給に関する条例（平成6年四日市港管理組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、職員が危害を加えられ、又は災害を被るおそれが極めて大きいにもかかわらず、これを顧みることなく職務を積極果敢に遂行した場合であって、特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められるときの救慰金の額は、同表に掲げる額（同表備考2の規定により加算する場合にあっては、当該加算をして得た額）に当該額の10割以内の額を加算して得た額とすることができる。

第5条第2号中「15万円」を「25万円」に改め、同条第3号中「30万円」を「40万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「60万円」に改め、同条第5号中「75万円」を「90万

円」に改める。

別表死亡の項中「21,000,000円」を「30,000,000円」に改め、同表障害の項中

「	「	
17,300,000円	18,700,000円	
14,900,000円	15,500,000円	
12,900,000円	13,600,000円	
11,100,000円	12,100,000円	
9,600,000円	10,300,000円	
8,300,000円	9,000,000円	
6,900,000円	7,600,000円	
5,500,000円	6,400,000円	
4,400,000円	5,500,000円	
3,300,000円	4,700,000円	
2,400,000円	4,000,000円	
1,600,000円	3,500,000円	
1,100,000円	3,000,000円	
800,000円	2,600,000円	
」		に改め、同表備考2を次のように改める。

2 特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であつて、第1級の障害等級に該当するものについては、190万円を加算することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の救慰金等の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた危害又は災害に係る救慰金又は見舞金について適用し、同日前に生じた危害又は災害に係る救慰金又は見舞金については、なお従前の例による。

公 告

平成25年度四日市港管理組合一般会計等の予算が平成25年3月26日成立しましたので、
次のとおり公表します。

平成25年3月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

平成25年度四日市港管理組合一般会計予算

平成25年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,257,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 3,465,640
	1 負担金	3,465,640
2 使用料及び手数料		580,001
	1 使用料	580,001
3 国庫支出金		549,667
	1 国庫負担金	430,000
	2 国庫補助金	119,667
4 財産収入		77
	1 財産運用収入	42
	2 財産売払収入	35
5 繰入金		35,000
	1 基金繰入金	35,000
6 諸収入		19,918
	1 組合預金利子	412
	2 受託事業収入	910
	3 雑入	18,596
7 組合債		1,607,000
	1 組合債	1,607,000
歳 入 合 計		6,257,303

歳 出

款	項	金額
1 議会費		千円 20,428
	1 議会費	20,428
2 総務費		670,496
	1 総務費	659,877
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	9,709
3 港湾管理費		578,383
	1 港湾管理費	578,383
4 港湾建設費		2,376,908
	1 港湾建設費	2,376,908
5 公債費		2,610,088
	1 公債費	2,610,088
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,257,303

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成26年度～平成31年度	千円 9,708
環境マネジメントシステム定期維持審査登録業務に係る契約	平成26年度～平成27年度	322

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 321,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本整備総合交付金事業費	247,000	"	"	"
国直轄事業負担金	1,039,000	"	"	"
計	1,607,000			

平成25年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成25年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,137,972千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流

用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,648,569
	1 使用料	1,648,569
2 財産収入		382,081
	1 財産運用収入	382,081
3 繰入金		506,636
	1 基金繰入金	506,636
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		25,686
	1 組合預金利子	175
	2 雑入	25,511
6 組合債		2,555,000
	1 組合債	2,555,000
歳 入 合 計		5,137,972

歳 出

款	項	金額
1 管理費		千円 655,415
	1 施設管理総務費	313,321
	2 施設管理費	205,347
	3 ひき船事業費	136,747
2 建設事業費		2,606,482
	1 建設事業費	2,606,482
3 公債費		1,876,075
	1 公債費	1,876,075
歳 出	合 計	5,137,972

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業に係る契約	平成26年度	千円 300,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設改修費	千円 236,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	2,000,000	"	"	"
霞ヶ浦南ふ頭荷役機械建設事業費	319,000	"	"	"
計	2,555,000			

平成24年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）

平成24年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,612,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,535,021	千円 △88,070	千円 3,446,951
	1 負担金	3,535,021	△88,070	3,446,951
2 使用料及び手数料		567,991	18,178	586,169
	1 使用料	567,991	18,178	586,169
3 国庫支出金		472,000	313,985	785,985
	1 国庫負担金	400,000	350,000	750,000
	2 国庫補助金	72,000	△36,015	35,985
5 繰入金		126,069	△1,000	125,069
	1 基金繰入金	126,069	△1,000	125,069
6 諸収入		62,379	△1,874	60,505
	1 組合預金利子	1,053	△281	772
	3 雑入	60,416	△1,593	58,823
7 組合債		1,148,000	459,500	1,607,500
	1 組合債	1,148,000	459,500	1,607,500
歳 入 合 計		5,912,147	700,719	6,612,866

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 20,631	千円 △1,890	千円 18,741
	1 議会費	20,631	△1,890	18,741
2 総務費		754,521	51	754,572
	1 総務費	744,072	281	744,353
	3 監査委員費	9,539	△230	9,309
3 港湾管理費		534,347	△9,205	525,142
	1 港湾管理費	534,347	△9,205	525,142
4 港湾建設費		1,824,369	711,763	2,536,132
	1 港湾建設費	1,824,369	711,763	2,536,132
歳 出 合 計		5,912,147	700,719	6,612,866

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務費	庁舎等管理費	千円 13,617
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設管理費	6,646
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	99,500
4 港湾建設費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	720,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 総合交付金事業費	235,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修事業費	20,685

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 288,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 621,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本整備総合交付金事業費	195,000	"	"	"	212,000	"	"	"
巡視船建造費	146,000	"	"	"	141,000	"	"	"
国直轄事業負担金	519,000	"	"	"	633,500	"	"	"

平成24年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12,065千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,690,386千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 1,649,656	千円 113,456	千円 1,763,112
	1 使用料	1,649,656	113,456	1,763,112
2 財産収入		392,912	2,105	395,017
	1 財産運用収入	392,912	2,105	395,017
3 繰入金		589,631	△138,267	451,364
	1 基金繰入金	589,631	△138,267	451,364
5 諸収入		26,885	10,641	37,526
	1 組合預金利子	505	△233	272
	2 雜入	26,380	10,874	37,254
歳 入 合 計		2,702,451	△12,065	2,690,386

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理費		千円 693,931	千円 △10,699	千円 683,232
	1 施設管理総務費	358,208	600	358,808
	2 施設管理費	205,165	△20,219	184,946
	3 ひき船事業費	130,558	8,920	139,478
2 建設事業費		208,209	△1,366	206,843
	1 建設事業費	208,209	△1,366	206,843
3 公債費		1,800,311	0	1,800,311
	1 公債費	1,800,311	0	1,800,311
歳 出 合 計		2,702,451	△12,065	2,690,386

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 管理費	2 施設管理費	港 湾 施 設 管 理 費	千円 5,836
1 管理費	2 施設管理費	港 湾 施 設 維 持 補 修 費	2,000
2 建設事業費	1 建設事業費	施 設 改 修 費	97,544

購 読 料
年間 3,120円
(月額 260円)

平成25年3月27日発行
四日市市霞2丁目1番地の1
(電話 代表 059(366)7006)

四 日 市 港 管 理 組 合